

勧告等措置区分（津波対策）  
姫路港、八木港、相生港、赤穂港

区分：「津波第二体制」

「津波警報・大津波警報」発表時発出、措置内容

在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し次のとおり対応すること。

【一般船舶】

- ・速やかに荷役・作業を中止し、津波到達予定時刻等を考慮のうえ安全な海域へ避難すること。
- ・修繕中の船舶等は、係留の強化を行うなど保船に万全の措置をとること。
- ・小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。

【危険物船】

- ・直ちに荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。

区分：「津波第一体制」

「津波注意報」発表時発出、措置内容

【一般船舶】

- ・津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。
- ・小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。
- ・陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。

【危険物船】

- ・津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策を講じること。更に、必要のある場合は荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。